

教育委員会定例会議事日程

令和4年3月10日(木)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 審議案件
教委第56号議案 横浜市立図書館規則の一部改正について
教委第57号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について
教委第58号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について
教委第59号議案 教職員の人事について
教委第60号議案 教職員の人事について
- 4 報告案件
教委報第5号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について
- 5 その他

令和4年3月10日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 2/22 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託
予算第一・予算第二特別委員会（運営方法等協議）
- 2/28 予算第一特別委員会（局別審査）

2 市教委関係

- (1) 主な会議等

- (2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増し、直近の2週間は高止まりの状況となっています。

今般、まん延防止等重点措置の適用期間が3月21日まで延長されましたが、引き続き、市立学校では、ガイドライン及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底しています。

令和4年3月8日現在、市立小・中学校で学級閉鎖(一般学級)は45学級となっています。

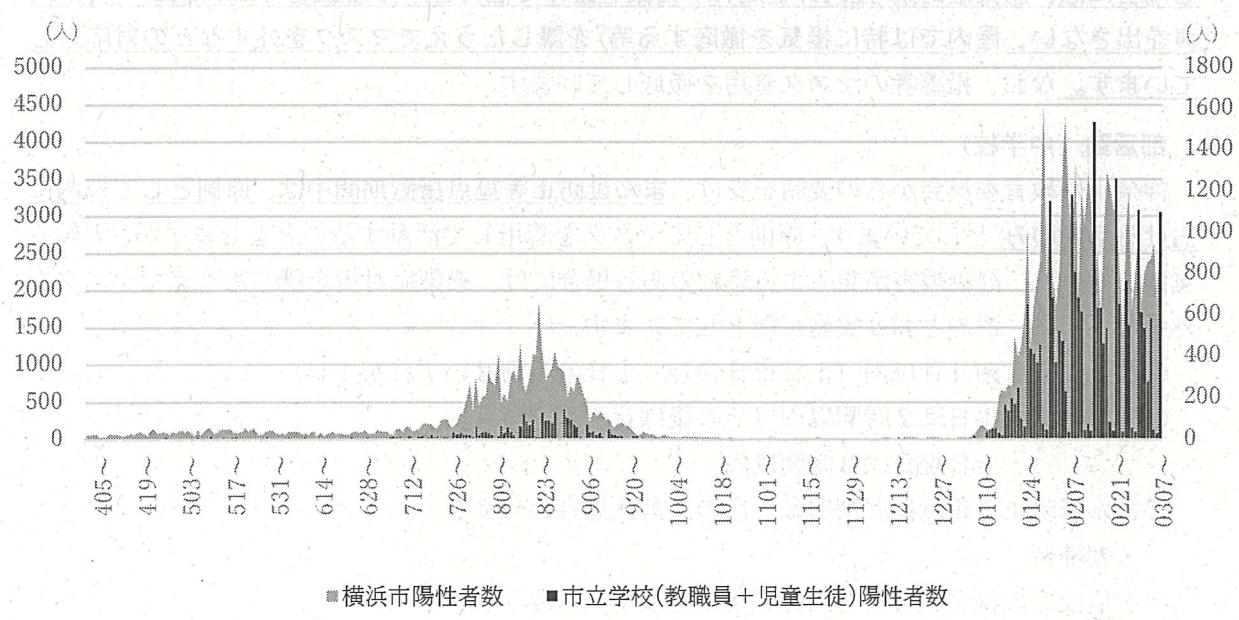
学校関係者の感染者数（1月24日～3月8日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
1月24日～1月30日	191	2,255	2,446
1月31日～2月6日	234	3,229	3,463
2月7日～2月13日	203	3,246	3,449
2月14日～2月20日	272	3,654	3,926
2月21日～2月27日	227	3,125	3,352
2月28日～3月6日	169	3,023	3,192
3月7日～3月8日	40	1,674	1,714

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数

(令和3年4月1日以降)



2 まん延防止等重点措置の延長に伴う市立学校の教育活動について

神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、市立学校における教育活動について、主に次の内容を通知しています。

(1) 感染拡大防止措置の徹底

学校では、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の感染拡大防止措置を図りながら、教育活動を継続します。

○健康観察の徹底

- ・日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診（同居する者に発熱等の風邪症状がある場合も同様）
- ・微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診
- ・必要に応じて、有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査の活用の検討（ただし、いずれもウイルス量が少ない段階では、陰性になる場合もあることを念頭において対応をお願いします。）
- ・家族全員の感染予防策の徹底やリスクの高い行動の回避

○手洗い、マスクの正しい着用、相互の距離の確保（1m以上）、狭い空間での活動・会議等の回避、特に冬季であることを踏まえた換気といった基本的な感染予防対策の徹底

○学校教育活動は原則として、学級単位で行うとともにマスクの着用を徹底

(2) 感染リスクの高い活動の一時的停止

マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、重点措置期間においては、引き続き実施を見合わせます。

また、体育、保健体育の授業においては、原則、マスクを着用しても実施できるよう活動内容を工夫し、取り組んでいます。ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策(屋内外を問わず密集を避けて他者と十分な距離（2m以上）を保つ、声を出さない、屋内では特に換気を徹底する等)を講じたうえでマスクを外すなどの対応をしています。なお、指導者のマスク着用を徹底しています。

(3) 部活動（中学校）

神奈川県教育委員会からの要請を受け、まん延防止等重点措置期間中は、原則として校内における活動のみとしています。原則としてマスクを着用して活動することとしますが、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じたうえでマスクを外すなどして、次のとおり実施可能としています。

○活動日数：週4日以内（土日祝日含む。土日の活動はいずれか1日）

○活動時間：平日は2時間以内（その後は完全下校）

　　土日祝日は3時間以内

○まん延防止等重点措置期間は、次の活動は見合わせます

- ・朝練習
- ・他校との練習試合、合同練習及び遠征や泊を伴う練習
- ・身体的接触をともなう活動や近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼気を伴う活動等、感染リスクの高い活動

また、所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者1人でも陽性者が発生した場合、当該部の活動を3日間程度控えることを原則とします。

(4) 卒業式（小・中学校）

学校・会場の規模や実情に合わせ、保護者が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を視聴したりするなど、各学校で柔軟に対応し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施しています。

- 予行などの事前練習を少なくする
- 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する（祝辞の割愛又は時間短縮等）
- 感染予防の徹底
 - ・適切な距離を保ち座席を設定する。（できるかぎり2m（最低1m））
 - ・事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。
 - ・歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする。
 - ・式場内で大きな声で行う「呼びかけ」の実施は見合わせる。
 - ・保護者等の出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、健康観察や陽性者が発生した場合に学校に連絡することをお願いするなどを徹底する。

(5) 学校開放

学校開放については、まん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、文化・スポーツクラブと実施の可否について十分に検討を行います。

実施する場合は、活動の終了時刻を21時として、校庭、体育館、武道場での活動にあたっては、運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、周囲の人と可能な限り距離を空けるとともに、原則、マスクを着用して活動します。ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じたうえで一時的にマスクを外すことも可能とします。

なお、大声での発声を伴うコーラス、歌唱、管楽器の演奏等は当面不可としています。また、他団体との試合や合同練習については、活動場所の密集を避けるため、当面不可としています。

教委第56号議案

横浜市立図書館規則の一部改正について

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月10日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

視覚障害者等をはじめとする障害者等の図書館利用に対する支援及び図書取次サービスを規則に位置付けるため、並びに開館時間、休館日、登録手続、貸出冊数、貸出期間及び団体貸出しについて利便性を向上させるため、横浜市立図書館規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年月日

横浜市教育委員会

教育長

横浜市教育委員会規則第号

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則

横浜市立図書館規則（平成6年1月横浜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 団体貸出し（第14条—第20条）

第3節 移動図書館貸出し（第21条）」を

「第2節 移動図書館貸出し（第14条）

第3節 図書取次サービス（第15条）

第4節 団体貸出し（第16条—第20条）」に、

「第4章 相互貸借（第22条）」

を

「第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第21条）

第5章 相互貸借（第22条）」

に、「第5章」を「第6章」に、

「第6章 手数料（第30条—第33条）

第7章 削除」を

「第7章 手数料（第30条—第33条）」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「各号に掲げる」を削り、同条第1号中「収集整備し、市民の」を「収集し、及びその目録を整備して、一般公衆の」に改める。

第3条第2項中「及び国民」を「、国民」に改め、「休日」の次に「及び12月28日」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「開館時間」を「臨時に開館時間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、1月4日は正午から午後5時までとする。

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 施設等の保守点検日

第9条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「転貸」を「貸与」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「前2

項」に改め、同項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 図書館カードの交付を受けようとする者のうち、市内に居住する者については、郵送により交付の申請をすることができる。この場合において、本人であること及び居住地等を証明する書類を提出しなければならない。

第10条中「提出」を「提示」に改める。

第12条第2項中「すべての図書館及び移動図書館を合わせて6冊まで」を「10冊以内」に改め、同条第3項中「2週間」を「起算して14開館日」に改め、同条第4項中「同項の貸出期間中に」を削り、「2週間」を「14開館日」に改め、同条に次の2項を加える。

5 前2項に規定する期間には、1月4日を含まない。

6 教育長は、第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、臨時に貸出冊数、貸出期間及び貸出延長期間を変更することができる。

第16条及び第17条を削る。

第14条中「地域団体」を「市内で活動する地域団体」に改め、同条を第16条とする。

第15条第1項中「団体貸出申請書を提出し」を「教育長が別に定めるところにより申請し」に改め、同条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、「第6項並びに」を削り、同条を第17条とする。

第3章第2節を同章第4節とする。

第21条中「第1節」を「前節」に改め、同条を第14条とする。

第3章第3節を同章第2節とし、同節の次に次の1節を加える。

第3節 図書取次サービス

(図書取次サービス)

第15条 図書館は、館外で図書館資料の貸出し及び返納のための図書取次サービス(以下「図書取次サービス」という。)を行うことができる。

2 図書取次サービスに関し必要な事項は、教育長が別に定める。「第7章 削除」を削り、第6章を第7章とし、第5章を第6章とし、第4章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等
(障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第21条 図書館は、障害者等(視覚障害者等の読書環境の整備の推

進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する視覚障害者等（以下「視覚障害者等」という。）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）をいう。以下同じ。）による図書館の利用を推進するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 法第3条第2号に規定する視覚障害者等が利用しやすい書籍等（以下「書籍等」という。）の収集及び製作
 - (2) 視覚障害者等に対する書籍等の貸出し
 - (3) 視覚障害者等に対する図書館資料の対面朗読
 - (4) 障害者のうち来館することが困難な者に対する図書館資料の配達貸出し
 - (5) その他教育長が必要と認める事項
- 2 前項第2号から第5号までに規定する事業を利用しようとする者の登録手続、貸出しの手續その他必要な事項については、第9条、第10条並びに第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

第36条企画運営課の項庶務係の部中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 図書取次サービスに関すること。

第39条第2項中「当該館長に」を「中央図書館以外の図書館の館長に」に改める。

第2号様式裏面中「6冊2週間」を「10冊、貸出日の翌日から起算して14開館日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市立図書館規則第12条第3項及び第4項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる図書館資料の館外貸出し又は貸出期間の延長について適用し、同日前に行われた図書館資料の館外貸出し又は貸出期間の延長については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市立図書館規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市立図書館規則 新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
目次 (第1章及び第2章 省略) <u>第3章 館外利用</u> <u>第1節 個人貸出し (第9条—第13条の2)</u> <u>第2節 団体貸出し (第14条—第20条)</u> <u>(新設)</u> <u>第3節 移動図書館貸出し (第21条)</u> <u>第4章 相互貸借 (第22条)</u> <u>第5章 図書等の寄贈及び寄託 (第23条—第29条)</u> <u>)</u> <u>第6章 手数料 (第30条—第33条)</u> <u>第7章 削除</u> (第8章、第9章及び附則 省略)	目次 (第1章及び第2章 省略) <u>第3章 館外利用</u> <u>第1節 個人貸出し (第9条—第13条の2)</u> <u>第2節 移動図書館貸出し (第14条)</u> <u>第3節 図書取次サービス (第15条)</u> <u>第4節 団体貸出し (第16条—第20条)</u> <u>第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制</u> <u>の整備等 (第21条)</u> <u>第5章 相互貸借 (第22条)</u> <u>第6章 図書等の寄贈及び寄託 (第23条—第29条)</u> <u>)</u> <u>第7章 手数料 (第30条—第33条)</u> (第8章、第9章及び附則 省略)
(事業) <u>第2条 図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。</u> (1) 図書館資料（条例第3条第1項に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を <u>収集整備し、市民の利用に供すること。</u> ((2)から(8) 省略)	(事業) <u>第2条 図書館は、次の事業を行う。</u> (1) 図書館資料（条例第3条第1項に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を <u>収集し、及びその目録を整備して、一般公衆の利用に供すること。</u> ((2)から(8) 省略)
(開館時間) <u>第3条 図書館の開館時間は、横浜市中央図書館（以下「中央図書館」という。）及び横浜市山内図書館にあっては午前9時30分から午後8時30分までとし、これら以外の図書館にあっては午前9時30分から午後7時までとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、日曜日、月曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあっては、午前9時30分から午後5時までとする。 <u>(新設)</u> <u>3 教育長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。</u>	(開館時間) <u>第3条 図書館の開館時間は、横浜市中央図書館（以下「中央図書館」という。）及び横浜市山内図書館にあっては午前9時30分から午後8時30分までとし、これら以外の図書館にあっては午前9時30分から午後7時までとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、日曜日、月曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>及び12月28日</u> にあっては、午前9時30分から午後5時までとする。 3 <u>前2項の規定にかかわらず、1月4日は正午から午後5時までとする。</u> 4 <u>教育長は、前3項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、臨時に開館時間を変更することができる。</u>
(休館日)	(休館日)

<p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(2) 図書特別整理期間 <u>(新設)</u></p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p>	<p>第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(2) 図書特別整理期間 <u>(3) 施設等の保守点検日</u></p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p>
<p>第3章 館外利用</p> <p>第1節 個人貸出し (登録手続)</p> <p>第9条 (第1項及び第2項 省略)</p> <p>3 図書館カードの交付を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより申請をした上、本人であること及び居住地等を証明する書類を提示し、登録しなければならない。 <u>(新設)</u></p>	<p>第3章 館外利用</p> <p>第1節 個人貸出し (登録手続)</p> <p>第9条 (第1項及び第2項 省略)</p> <p>3 図書館カードの交付を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより申請をした上、本人であること及び居住地等を証明する書類を提示し、登録しなければならない。</p>
<p>4 前項の規定に基づき登録を行った者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 登録内容に変更が生じたとき。</p> <p>(2) 図書館カードを破損又は紛失したとき。</p> <p>5 登録者が虚偽の登録を行い、又は図書館カードを他人に<u>転貸</u>する等不正な行為をしたときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。</p> <p>6 図書館カードの有効期間は、登録した日から5年間とする。</p>	<p>4 図書館カードの交付を受けようとする者のうち、市内に居住する者については、郵送により交付の申請をすることができる。この場合において、本人であること及び居住地等を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定に基づき登録を行った者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 登録内容に変更が生じたとき。</p> <p>(2) 図書館カードを破損又は紛失したとき。</p> <p>6 登録者が虚偽の登録を行い、又は図書館カードを他人に<u>貸与</u>する等不正な行為をしたときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。</p> <p>7 図書館カードの有効期間は、登録した日から5年間とする。</p>
<p>（個人貸出しの手続等）</p> <p>第10条 登録者が図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>（貸出しの制限及び貸出しの期間）</p> <p>第12条 (第1項 省略)</p>	<p>（個人貸出しの手続等）</p> <p>第10条 登録者が図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを<u>提示</u>しなければならない。</p> <p>（貸出しの制限及び貸出しの期間）</p> <p>第12条 (第1項 省略)</p>

<p>2 登録者 1 人に対して同時に貸し出すことのできる図書館資料は、すべての図書館及び移動図書館を合わせて 6 冊までとする。</p> <p>3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から 2 週間とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、同項の貸出期間中に登録者から申出があったときは、教育長は、別に定めるところにより、2 週間を限度に貸出期間を延長することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 登録者 1 人に対して同時に貸し出すことのできる図書館資料は、10 冊以内とする。</p> <p>3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して 14 開館日とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、登録者から申出があったときは、教育長は、別に定めるところにより、14 開館日を限度に貸出期間を延長することができる。</p> <p>5 前 2 項に規定する期間には、1 月 4 日を含まない。</p> <p>6 教育長は、第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、臨時に貸出冊数、貸出期間及び貸出延長期間を変更することができる。</p>
<p>第 2 節 団体貸出し (貸出しの範囲)</p> <p>第 14 条 団体貸出しを受けることのできる者は、地域団体、職場団体、社会教育関係団体その他の団体で教育長が適当と認めるものとする。</p> <p>(団体貸出しの利用方法)</p> <p>第 15 条 団体貸出しを受けようとする者は、団体貸出申請書を提出し、登録しなければならない。</p> <p>2 第 9 条第 4 項及び第 6 項並びに第 13 条の 2 の規定は、団体貸出しの場合に準用する。</p> <p>3 貸出しをする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等の利用方法は、教育長が別に定める。</p>	<p>(第 4 節へ)</p> <p>(第 4 節へ)</p>
<p>第 16 条及び第 17 条 削除</p> <p>第 3 節 移動図書館貸出し (移動図書館貸出しの取扱い)</p> <p>第 21 条 移動図書館貸出しの取扱いについては、第 1 節の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 2 節 移動図書館貸出し (移動図書館貸出しの取扱い)</p> <p>第 14 条 移動図書館貸出しの取扱いについては、前節の規定を準用する。</p>
	<p>第 3 節 図書取次サービス (図書取次サービス)</p> <p>第 15 条 図書館は、館外で図書館資料の貸出し及び返納のための図書取次サービス（以下「図書取次サービス」という。）を行うことができる。</p> <p>2 図書取次サービスに関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

(第2節から移行)	<p><u>第4節 団体貸出し</u></p> <p>(貸出しの範囲)</p> <p><u>第16条 団体貸出しを受けることのできる者は、市内で活動する地域団体、職場団体、社会教育関係団体その他の団体で教育長が適当と認めるものとする。</u></p>
(第2節から移行)	<p>(団体貸出しの利用方法)</p> <p><u>第17条 団体貸出しを受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより申請し、登録しなければならない。</u></p> <p>2 第9条第5項及び第13条の2の規定は、団体貸出しの場合に準用する。</p> <p>3 貸出しをする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等の利用方法は、教育長が別に定める。</p>
(新設)	<p><u>第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等</u></p> <p>(障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)</p> <p><u>第21条 図書館は、障害者等（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する視覚障害者等（以下「視覚障害者等」という。）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）をいう。以下同じ。）による図書館の利用を推進するため、次の事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) 法第3条第2号に規定する視覚障害者等が利用しやすい書籍等（以下「書籍等」という。）の収集及び製作</p> <p>(2) 視覚障害者等に対する書籍等の貸出し</p> <p>(3) 視覚障害者等に対する図書館資料の対面朗読</p> <p>(4) 障害者のうち来館することが困難な者に対する図書館資料の配達貸出し</p> <p>(5) その他教育長が必要と認める事項</p> <p>2 前項第2号から第5号までに規定する事業を利用しようとする者の登録手続、貸出しの手続その他必要な事項については、第9条、第10条並びに</p>

	<u>第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。</u>
<u>第4章 相互貸借</u>	<u>第5章 相互貸借</u>
<u>第5章 図書等の寄贈及び寄託</u>	<u>第6章 図書等の寄贈及び寄託</u>
<u>第6章 手数料</u>	<u>第7章 手数料</u>
<u>第7章 削除</u>	(削除)
(中央図書館の事務分掌) 第36条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 企画運営課 庶務係 (1)から(5) 省略 (新設) (6) 館内他の課、係の主管に属しないこと。 (企画調整係 省略) (調査資料課 省略) (サービス課 省略)	(中央図書館の事務分掌) 第36条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 企画運営課 庶務係 (1)から(5) 省略 (6) <u>図書取次サービスに関すること。</u> (7) 館内他の課、係の主管に属しないこと。 (企画調整係 省略) (調査資料課 省略) (サービス課 省略)
(代理) 第39条 中央図書館長、担当部長、課長、担当課長、課長補佐、係長及び担当係長に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。 2. <u>当該館長に事故があるとき、又は当該館長が欠けたときは、教育長の指定する職員がその職務を代理する。</u>	(代理) 第39条 中央図書館長、担当部長、課長、担当課長、課長補佐、係長及び担当係長に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。 2. <u>中央図書館以外の図書館の館長に事故があるとき、又は当該館長が欠けたときは、教育長の指定する職員がその職務を代理する。</u>
附 則	附 則 (施行期日) 1. <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u> (経過措置) 2. <u>この規則による改正後の横浜市立図書館規則第12条第3項及び第4項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる図書館資料の館外貸出し又は貸出期間の延長について適用し、同日前に行われた図書館資料の館外貸出し又は貸出期間の延長については、なお従前の例による。</u> 3. <u>この規則の施行の際現にこの規則による改正前</u>

の横浜市立図書館規則の規定により作成されて
いる様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上
使用することができる。

【印】
第2号様式(第9条第1項)

表

【新】
第2号様式(第9条第1項)

表

横浜市立図書館カード

横浜市立図書館カード

裏

図書館を利用するときは、このカードをお持ちください。

このカードで、市立図書館全館であわせて5冊2週間図書を借りることができます。

・このカードは本人以外は利用できません。

・5年ごとに登録内容を確認します。

・登録内容が変わったとき、なくしたときはご連絡ください。

※このカードを拾われた方は図書館までご連絡ください。

開館時間

休館日

名前

裏

図書館を利用するときは、このカードをお持ちください。

このカードで、市立図書館全館であわせて10冊、貸出日の翌日から翌月まで4ヶ月延長して図書を借りることができます。

・このカードは本人以外は利用できません。

・5年ごとに登録内容を確認します。

・登録内容が変わったとき、なくしたときはご連絡ください。

※このカードを拾われた方は図書館までご連絡ください。

開館時間

休館日

名前

(縦5.4cm、横8.6cm)

(縦5.4cm、横8.6cm)

横浜市立図書館規則の一部改正について

1 趣旨

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年法律第49号）第9条第1項において、地方公共団体は、公立図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講じることが求められています。

現在、横浜市立図書館（以下「図書館」という。）では、障害者支援事業として、対面朗読や録音図書、点字資料の貸出しや、図書館資料の配達貸出しを実施しています。

また、身近で便利な図書館サービスの充実のため、図書館以外の場所で、予約した本の貸出しや返納ができる図書取次サービスを実施しています。

このたび、視覚障害者等をはじめとする障害者等の図書館利用に対する支援を、横浜市立図書館規則（平成6年1月横浜市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に位置付けるため、規定を追加します。

また、身近で便利な図書館サービスの充実をさらに推進すべく、図書取次サービスを規則に位置付けるため、規定を追加するとともに、図書館の利便性向上等のため、開館時間、休館日、登録手続、貸出冊数、貸出期間及び団体貸出しに関する規定の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) すでに実施しているサービス等を規則に新規で規定

ア 障害者等に対する支援

視覚障害者等が利用しやすい書籍等を収集・製作します。

視覚障害者等に対し、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を貸し出します。

視覚障害者等に対し、図書館資料の対面朗読を実施します。

障害により来館が困難な方に対し、配達で図書館資料を貸し出します。

イ 図書取次サービス

館外で図書館資料の貸出し及び返納を行うこととします。

(2) 既存の規定の改正

ア 開館時間（第3条） ※現行の条数を記載

現在の開館時間に合わせて、12月28日の開館時間を午前9時30分から午後5時まで、1月4日の開館時間を正午から午後5時までとします。

イ 休館日（第4条）

施設等の保守点検日を追加します。

ウ 登録手続（第9条）

市内居住者は、郵送により図書館カードの交付申請を行えるようにします。

エ 貸出冊数（第12条）

貸出冊数の上限を6冊から10冊に拡充します。

※ただし予約冊数は6冊のままとします。

オ 貸出期間（第12条）

貸出日の翌日から起算して2週間のところを14開館日に拡充します。

次頁あり

カ 団体貸出し（第14条）

団体貸出しの対象について、市内での活動を要件に設定します。

申請方法を教育長が定める方法によることとします。

キ 文言の整理等

3 規則等に係る意見公募

(1) 意見掲出期間

令和4年1月7日（金）から令和4年2月8日（火）まで

(2) 提出意見数

18件

ア 項目別意見数

条	項目	意見数
全体	意見公募手続について	3件
2条	事業	1件
9条	登録手続	1件
12条	貸出しの制限及び貸出しの期間	5件
13条	貸出停止等	1件
15条	図書取次サービス	1件
21条	障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等	4件
その他	新刊雑誌の貸出方法の見直し他	2件
計 18件		

イ 反映状況

項目	意見数
反映	2件
参考	16件

(3) 意見公募結果の公示

令和4年3月25日（予定）

4 施行年月日

令和4年4月1日

整理番号	条項	カテゴリ	要約	規則反映 参考	意見に対する対応方針又は考え方
1	全体		視覚障害者等活字を読めない人に閲覧する改正であるのに、点字など認識できたる媒体での意見公募を行わないのはなぜか。広く意見を公募する趣旨なのに、そういった人たちからの意見は公募しないということか。横浜市全体としてアクセシビリティに対する認識が甘いのではないか。	参考	頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせています。 今回の規則改正は、市立図書館ですでに実施している障害者支援事業等を規則に位置付けるためのものとなります。 なお、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書パリアフリー法)の趣旨を踏まえ、現在、横浜市社会教育委員会議において視覚障害者団体の方とともにご議論いただいており、障害の有無に関わらず誰もが読書できる環境づくりを進めています。
2	全体		意見を記載する方法として、マイクロソフトのワードを用いたのには理由がありますか。それが使えない市民はどうすればいいのか。紙に文字が書けないスマホユーザーは意見を出せないということですか。もう少し柔軟な方法での公募を行うべきではないか。実際、国や他の横浜市の部署ではどのようにしていると思うかがが。	参考	スマートフォンでもマイクロソフトのワードへの入力は可能であることなどから、今回の公募方法としていました。 様式について頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
3	全体		全体を通して、きつちりと意見公募前の検討がなされているのかが疑いたくなる。検討結果も十分に資料で説明されていない。意見公募手続きの意義を理解されているのかがわからなかつた。	参考	頂いたご意見は、今後の参考にさせています。
4	2	事業	蔵書検索について(第2条関連) (1)現状 蔵書検索ページは、有効に利用させていただいております。 (2)問題点 但し、カタナで検索すべきところをひらがなで検索すると、資料があるのに無いとの回答が返ってきます。 同様に、送り仮名が一字でも違っていると無いとの回答になります。 (3)提案 検索ページを利用しやすくするため、もう少し融通性のある検索ページにしていただけないでしょうか。	参考	融通性のある蔵書検索ページにするためには、図書館情報システムの改修が必要となりますが、すぐに対応することは困難です。今後、次期図書館情報システムの構築を開始しますので、その際、頂いたご意見を参考にさせていただきます。
5	9	登録手続	第9条で新設された第4項では、「図書館カードの交付を受けようとする者のうち市内に居住するものについては、郵送により交付の申請をすることができる。」とあるが、なぜ市内居住者に限定するのか。また、デジタル化が進む中、郵送に限るのはなぜか。マイナンバーカードでの手続きは導入しないのか。在学や在勤の人は遠隔で登録手続きができるのかは利便性を向上させようとする図書館の趣旨に合致しているのか。これらの検討内容を明らかにし、どのように規則を変更するのかは説明すべき。	参考	市内在勤・在学の方は、在勤・在学の資格確認が別途必要なため、図書館窓口での手続きとなります。 郵送による登録の対象の拡大、マイナンバーカードでの手続きについてのご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
6	12	貸出しの制限及び貸出の期間	今回の案では、実質貸し出し期間の延長が予想されます。今でも新刊の人気本では、長いものでは1年近くも待たざるを得ないケースもあります。 したがってこういうケースについては、何らかの対策が必要かと思います。 折角の機会ですので是非ご検討をお願いします。	参考	頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせています。

整理番号	条項	カテゴリ	要約	意見に対する対応方針又は考え方
規則反映				
7	12 貸出しの制限及び貸出の期間		6冊だと1週間(2週間ではなく)もたないため貸出冊数が10冊になるのがいたりません。 が、予約冊数が6冊のままのがいたりません。 図書館では探さず、すべてオンラインで予約してから借りに行くだけという状況(欲しい本がすべてその図書館にあるとあります)なので、せめて貸出冊数と同じにしていただけがたいです。 今まで勤務地の図書館で借りていたため、渋谷区の図書館を利用していましたのですが、そこでは貸出冊数が多く予約しておけるシステムになつてあります。 予約冊数が多いものを予約します。貸出上限を予約して借りることができるといふのは大変いいシステムだと思います。 予約冊数に問題でないかと思います。	今回の改正にあたり、貸出・予約冊数を増やせないか検討を行いましたが、検討の結果、まずは貸出冊数の上限を、現在の6冊から10冊まで増やすこととしました。参考 予約冊数を据置きとしたのは、予約冊数を増やすことで、人気の図書への予約数が増え、同じ図書を希望する方をお待たせしてしまう懸念があること、図書の配送量、各図書館で予約の取り置き図書を保管するスペースの不足などの物理的課題があることなどが理由です。予約冊数の変更については、引き続き検討してまいります。
8	12 貸出しの制限及び貸出の期間		貸出冊数の改正は行うのに、予約冊数の改正はなぜ行わないのか。市民にとって便利なものにするための改正であれば、予約冊数もやるべきでは。	今回の改正にあたり、貸出・予約冊数を増やせないか検討を行いましたが、検討の結果、まずは貸出冊数の上限を、現在の6冊から10冊まで増やすこととしました。参考 予約冊数を据置きとしたのは、予約冊数を増やすことで、人気の図書への予約数が増え、同じ図書を希望する方をお待たせしてしまう懸念があること、図書の配送量、各図書館で予約の取り置き図書を保管するスペースの不足などの物理的課題があることなどが理由です。予約冊数の変更については、引き続き検討してまいります。
9	12 貸出しの制限及び貸出の期間		予約冊数の上限・貸出冊数の上限を12冊にしていただきたくお願いいたします。 私の勤務先のある大田区の図書館ではいすれも、12冊です。 そのため、同じタイミングで予約した本も大田区の図書館の方が早く回ってきます。 横浜市の図書館では人気のある読みみたい本を6冊予約したら、その予約で数か月埋まり、新しい本の予約ができないことがあります。 読みみたい本は、趣味の本、仕事で使いたい本、急に調べ物をしなければいけなくなつた時の本、生活に必要な本など、多くのジャンルがあります。 予約が6冊では足りないと切に思います。 どうか、上記の通り、予約冊数・貸出冊数の上限を12冊にしていただけたらとお願い申し上げます。	今回の改正にあたり、貸出・予約冊数を増やせないか検討を行いましたが、検討の結果、まずは貸出冊数の上限を、現在の6冊から10冊まで増やすこととしました。参考 予約冊数を据置きとしたのは、予約冊数を増やすことで、人気の図書への予約数が増え、同じ図書を希望する方をお待たせしてしまう懸念があること、図書の配送量、各図書館で予約の取り置き図書を保管するスペースの不足などの物理的課題があることなどが理由です。予約冊数の変更については、引き続き検討してまいります。

整理番号	条項	カテゴリ	要約	規則反映	意見に対する対応方針又は考え方
10	12 貸出しの制限及び貸出 の期間	市立図書館規則第12条第2項に規定する「冊数」を10冊に拡充することについて、「反対」します。	<p>市民の井有財産である「図書館資料」を市民相互が公平に利用できる機会が損なわれることになると考えるため。</p> <p>拡充し、仮に1万人の利用者が改正案の上限の10冊を借りた場合、現行と比べ4万冊(※)が「図書館の書棚から「個人の書棚」へ移動することになり、この貸出期間中は、他の利用者は利用できなくなり、読む機会が失われ、公平さが損なわれることとなる。(※4冊×1万人)</p> <p>14日間に10冊を読む連読者はそんなに多くないと推測され、その場合、「延長」が増え、更に14日間、合計28日間(約1ヶ月)個人の書棚に死蔵され、他の利用者の利用機会を奪うこととなり、共有財産の活用という面から、横浜市としても大きな損失になることとなる。</p> <p>最近は、ネットで検索する利用者が多いと推測されるが、検索し、折角、横浜市の図書館が所蔵している約1ヶ月「貸出中」の状態になることが懸念される。「制度上は、予約すれば延長できない。」という意見はあるかと思うが、確かに予約すれば、この4万冊の延長は防止できるが、現行のままであるなら、この4万冊は、すぐ利用が可能であり、また上限の6冊を予約している者は、予約さえできない、繰り返しになりますが、一部のへビー利用者の利益がそのまま長くなることが推測されることがありますから、拡充は「反対」します。</p> <p>今回の拡充案に反対する意見は、多分、少數意見かとも思いますが、この4万冊の「死蔵」が市民相互の公平に利用する機会損失になるのではないかということをぜひ検討していただきたい。</p> <p>〈その他〉</p> <p>現在でも「予約しても1ヶ月以上予約者数が減らないことが多い」とが多々見受けられ、第12条第3項が厳守されているのかが疑問であり、また、第13条が適用されているのか、疑問を持つていいところであります。</p> <p>なお、以前、返却期限をつかり過ぎたとき「ペナルティーがありますか」と窓口に尋ねたところ、「特にない」と言われました。</p> <p>第13条に規定する「別に定める」を館内に掲示するなど周知し、悪質な利用者に「氏名を館内に掲出する」などと警告するくらいし、貸出期間オーバーを少なくしていただきたい。</p>	参考	<p>他の政令指定都市及び横浜市との広域相互利用実施市の多くが貸出冊数を10冊としていること等を踏まえ、貸出冊数は改正案通り「10冊」としました。</p> <p>貸出期間内の返却については、長期に渡り返却しない場合は新たに貸出・予約ができるなくなることも含め、引き続き呼びかけます。</p> <p>「図書館資料1の利用について」頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

整理番号	条項	カテゴリ	要約	規則反映	意見に対する対応方針又は考え方
11	13 貸出停止等	(1)現状 ある特定の資料については、数十人が予約をする場合があります。 (2)問題点 しかし、予約者の人数があまり少なくないことがあります。 (3)提案 貸出期間の経過後なお図書館資料を返納しない場合、教育長が貸出し停止、登録の取り消しができると規定されていますが、注意喚起、貸出停止については図書館長の権限で実施し、登録抹消のみを教育長としてはいかがでしょうか。	参考 図書館資料を返納しない利用者への対応について、頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。		
12	15 貸出停止等	第3節 図書取次サービス 自宅から近隣の図書館まで約5kmと何らかの移動手段が必要なため、利用は一苦労となっている。もちろん日時が決まっている移動図書館などその利用価値はかなり小さい。よって本事項は方向としては、大いに望むところである。現案では具体的な内容が示されていないのでそれ以上のお見は出来ないが、早速の具体的な改定を願いたい。一応書籍の貸し出し(数が少なく古い書籍なので利用価値はないが)も行っているので、業務的には問題もないと思われる。	参考 参考	図書取次サービスの設置場所については、区等からの要望や、図書館からの距離、想定される利用者の数、必要経費等を勘案しながら、検討を行っています。また、一部の地区センターにおいて、図書取次サービスを実施しているところです。現在のところ、新たに図書取次サービス拠点の設置予定はありませんが、頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。	図書館資料を返納しない利用者への対応について、頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
13	21 貸出停止等	障害者等による図書館整備利用に係る本制の整義をする必要性があるのなら、それを説明してほしい。視覚障害者の定義は、1項1号で新設の第21条第1項において、視覚障害者と障害者がそれぞれ定義されているが、障害者の中に視覚障害者等は包含されているので、二重定義なので解消すべき。二重定義をする必要性があるのなら、それを説明してほしい。視覚障害者の定義は、1項1号で改めてすべきなのではないか。	参考 参考	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)第2条第1項では「視覚障害者等」を障害により書籍による表現が困難な者と定義しているのに対し、障害者基本法第2条第1号では「障害者」を障害があり障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者と定義しています。二つの法律の間には目的や趣旨の差異があることや、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の定義規定において障害者基本法が引用されていないことから、障害者基本法に関する法律に言う「障害者」が完全に包含されているとは必ずしも言い切れないため、案のような規定にしています。	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)第2条第1項では「視覚障害者等」を障害により書籍による表現が困難な者と定義しているのに対し、障害者基本法第2条第1号では「障害者」を障害があり障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者と定義しています。二つの法律の間には目的や趣旨の差異があることや、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の定義規定において障害者基本法が引用されないので、障害者基本法に関する法律に言う「障害者」が完全に包含されているとは必ずしも言い切れないため、案のような規定にしています。

整理番号	条項	カテゴリ	要約	規則反映	意見に対する対応方針又は考え方
14	21	障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等	(補記) 整理番号13に続くご意見)加えて、「障害者等」は障害者基本法第2条第1号に定義されている障害者と同一の意味で使われていて変だ。この条文全体での使い方は二つの言葉が同一の意味を指していくおかしい。「障害者等」は障害者という言葉に改めるべき。	参考	整理番号13のご意見に対する回答にもありますとおり、障害者基本法に言う「障害者」の中に視覚障害者等の読書環境の整備が進展に関する法律(読書パリアフリー法)に言う「視覚障害者等」が完全に包含されているとは必ずしも言い切れないため、両者をと共に含む言葉として「障害者等」という言葉を使用しています。
15	21	障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等	第21条2項で「前項の支援を受けようとする者」とあるが、支援が何を指しているのか不明。どこかで定義されているのか。もし「図書館の利用を推進するため、次に掲げる施策…」を指しているのであれば、支援とそれらの繋りを条文中に記載しないとおかしい。	反映	本条は、障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等について定めているものであるため、頂いたご意見を踏まえ、「支援を「利用」に修正させていただきます。
16	21	障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等	(補記) 整理番号15に続くご意見)そもそも上記は、障害者に対する施策であって、支援ではない。支援という言葉はおかしい。他の言葉に置き換えるべき。	反映	本条は、障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等について定めているものであるため、頂いたご意見を踏まえ、「支援を「利用」に修正させていただきます。
17	その他		提案 発売1年未満の雑誌について 1. 予約後の取り置き期間を1週間から3日に短縮する。 2. 貸出期間を2週間から1週間に短縮する。 目的 雑誌の貸出し閲覧についてなるべく早く希望者が読めるようにするために、1冊しかない雑誌についてはこういう処置が必要と思う。 以上	参考	雑誌の刊行時期によって、取置き期限や貸出冊数を変更することは、運用、システム両面で大きな変更を伴うこととなり、実施に困難です。意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
18	その他		「障害者差別解消法」等、障害のある方への図書館利用は大賛成です。来館が困難な方に対しての配達での図書館資料の貸出については、障害者だけではなく、これからは高齢者も含まれません。山内図書館(指定管理者)だけが、配達サービスを行っていますが、山内図書館も料金が2.5倍になつてそのニーズがとても少なくなってしまった。図書館法では、罰則の徴収については触れていないと存じます。延滞料(一日一冊10円)を収入として徴収し、その収入源を①配送料。②予約率の高い人気のある図書は18図書館全体で複本。③配達は、ハブ(例、図書取次サービス拠点)を設置して運用。今回の意見公募とは少しずれていますので、その点はお許しください。 今後とも、公共図書館よろしくお願い致します。	参考	配達サービスについて、頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。